

令和6年4月22日 開会
令和6年4月22日 閉会
第 36 回
(通算第 225 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 4 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年4月12日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和6年4月22日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 36 回吉賀町農業委員会会議録																					
招集年月日	令和6年4月22日																				
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室																				
応招委員	<table border="0"> <tr> <td>会長 齋藤学</td> <td>代理 三井利民</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2番 藤井和子</td> <td>3番 森下保</td> <td>4番 尾崎勝典</td> <td>5番 正木潤一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6番 河野達</td> <td>7番 山吹寛</td> <td>8番 田淵文雄</td> <td>9番 見川恒栄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10番 田村薫平</td> <td>11番 河口貴哉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会長 齋藤学	代理 三井利民				2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一		6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄		10番 田村薫平	11番 河口貴哉			
会長 齋藤学	代理 三井利民																				
2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一																		
6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄																		
10番 田村薫平	11番 河口貴哉																				
農地利用 最適化 推進委員	<table border="0"> <tr> <td>潮民雄</td> <td>茅原忠夫</td> <td>河野雅俊</td> <td>近藤彰彦</td> </tr> <tr> <td>齋藤一政</td> <td>田中一成</td> <td>橋本俊郎</td> <td>房崎主税</td> </tr> <tr> <td>三浦浩明</td> <td>右田巧</td> <td>本廣順保</td> <td></td> </tr> </table>	潮民雄	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦	齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税	三浦浩明	右田巧	本廣順保									
潮民雄	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦																		
齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税																		
三浦浩明	右田巧	本廣順保																			
不応招委員	なし																				
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>会長 齋藤学</td> <td>代理 三井利民</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2番 藤井和子</td> <td>3番 森下保</td> <td>4番 尾崎勝典</td> <td>5番 正木潤一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6番 河野達</td> <td>7番 山吹寛</td> <td>8番 田淵文雄</td> <td>9番 見川恒栄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10番 田村薫平</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会長 齋藤学	代理 三井利民				2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一		6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄		10番 田村薫平				
会長 齋藤学	代理 三井利民																				
2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一																		
6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄																		
10番 田村薫平																					
農地利用 最適化 推進委員	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>茅原忠夫</td> <td>河野雅俊</td> <td>近藤彰彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田中一成</td> <td>橋本俊郎</td> <td>房崎主税</td> </tr> <tr> <td>三浦浩明</td> <td></td> <td>本廣順保</td> <td></td> </tr> </table>		茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦		田中一成	橋本俊郎	房崎主税	三浦浩明		本廣順保									
	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦																		
	田中一成	橋本俊郎	房崎主税																		
三浦浩明		本廣順保																			
欠席委員	<table border="0"> <tr> <td>農業委員</td> <td>11番 河口貴哉</td> </tr> <tr> <td>農地利用 最適化 推進委員</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>潮民雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>齋藤一政</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>右田巧</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	農業委員	11番 河口貴哉	農地利用 最適化 推進委員	<table border="0"> <tr> <td>潮民雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>齋藤一政</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>右田巧</td> </tr> </table>	潮民雄		齋藤一政			右田巧										
農業委員	11番 河口貴哉																				
農地利用 最適化 推進委員	<table border="0"> <tr> <td>潮民雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>齋藤一政</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>右田巧</td> </tr> </table>	潮民雄		齋藤一政			右田巧														
潮民雄																					
齋藤一政																					
	右田巧																				
欠 員	なし																				
本回の議長	会長 齋藤学																				
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央																				
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告																				
閉 会	議長は 9時48分 閉会を宣告																				
本回提出議案及び日程	別紙のとおり																				
議事録署名委員の指名	田淵文雄 見川恒栄																				
会期の決定	令和6年4月22日																				
開 議	令和6年4月22日																				
備 考																					

第 36 回農業委員会
(通算第 225 回)

令和6年4月22日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |

事務局	<p>本日の欠席の方は、河口さん、潮さん、右田さん、齋藤一政さんで、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として田淵委員、見川委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目 〇、面積は〇㎡です。所有者は〇〇さん、〇〇の方です。非農地の事由は、約30年前から耕作営農等はされておらず、現在山林の状況であるためだそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は以上のとおりでございますが、この非農地証明につきましては、各農業委員さん、最適化委員さんの3名の方で現場の方をチェックしていただいて、後の5月の総会にてご発表いただくという形になります。</p> <p>その3名の方の指名をしたいと思います。それでは正木委員さん、それから田中委員さん、それから尾崎委員さん。この3名様に現場の方の審査の方、よろしくお願いします。</p> <p>様式等々につきましては、事務局の方から委員さん、3名の委員さんにご提示いたしますので、後ほど事務局の方へ審査結果をご提示して頂きたいという風に考えております。</p> <p>それでは引き続きまして議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号の1番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、合計〇筆、地目は〇、面積〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇から〇〇に約〇kmのところにある農地です。</p> <p>譲受人は、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター等を所</p>

	<p>有されています。無償譲渡されるそうです。</p> <p>〇〇さんは周辺の農業方針は知っておられるので問題ないと思われます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、現地の方を尾崎委員さんに確認していただいておりますので、よろしくをお願いします。</p>
尾崎委員	<p>おはようございます。14日に、〇〇さん方へ〇〇さんと一緒に伺って、無農薬の話しやら、1株でどれくらいできるとか聞いてから、それから現場の方へ。現場は〇〇の反対側ですね、圃場整備した〇〇の所へ〇〇、〇〇が〇〇、もう既に水をあてて、荒搔きしてありました。</p> <p>〇〇さんももう年で、〇〇さんは元気じゃけえ、そっちの方に半分ほど相続する、と。まあ自分は体が続く限りは一生懸命百姓をやる、という事でした。</p> <p>排水なんかは別に問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、現場の状況は以上のような事です。</p> <p>それでは、1号議案の1につきまして、農業委員さん、及び最適化推進委員さんのご意見のある方、挙手をもってよろしくお願いします。</p>
茅原委員	<p>ちょっといいですか？</p>
議 長	<p>はい</p>
茅原委員	<p>これは〇〇ですか、〇〇ですか？</p>
議 長	<p>〇〇です</p>
尾崎委員	<p>〇〇です</p>
茅原委員	<p>〇〇</p>
議 長	<p>他にありますか？</p> <p>無いようでしたら採決の方に移らせていただきますがよろしいでしょうか。</p>

事務局	<p>はい。それでは第2号議案の1につきまして、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございますので認可されました。</p> <p>それでは引き続きまして、第2号議案の2でございます。</p> <p>事務局説明、お願いします。</p> <p>議案第2号の2番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目は〇、面積 〇 m²です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇から〇〇方面へ約〇kmのところにある農地です。譲受人は、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械は田植え機、トラクター等を所有されています。無償譲渡されるそうです。</p> <p>〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するので問題ないと思われそうですが、万が一苦情が出た場合は責任をもって善処されるそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、現地の方担当の〇〇さん、ご確認をいただいていると思いますので、よろしくをお願いします。</p>
山吹委員	<p>おはようございます。19日に〇〇さんの所に行って様子を伺って来ました。〇〇さんは、まとまった所は〇くらいあるんですけど、この譲渡したい田はわずかな面積で、ちょっと離れとって、機械を運んだりするのが大変だったので、今までも稲は耕作せず、草が生えたら草刈りをする、荒らさないように、という状態できたそうです。しかしそれも大変になったので、〇〇さんに譲渡したい、とお考えになられたそうです。〇〇さんは、この地区の田はやっぱり耕作されておられて、〇〇さんも〇〇に勤めておられて、2人おられるんですが、農作業の手伝いをされております。なんら問題はないと思います。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは第2号議案2につきまして、皆様のご意見を拝聴したいと思えます。ご意見のある方挙手をよろしくをお願いします。</p> <p>ご意見はないでしょうか。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>それでは、第2号議案2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p>

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので認可されました。
それでは、2号3番につきまして事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号の3番について説明します。

農地の所在は〇〇他〇〇、合計面積 〇 m²です。

譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。

今回の申請地は〇〇の〇〇から〇へ約〇mのところにある農地です。譲受人は、〇〇にある空き家を購入して住まれる予定で農地も購入して水稻を栽培されたいそうです。機械は耕うん機等を譲り受ける予定で、農地は有償譲渡されるそうです。

〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するので問題ないと思われ
ますが、万が一苦情が出た場合は責任をもって善処されるそうです。

以上ご審議をお願いします。

議長

それでは、現地の方、森下委員さんに確認していただいておりますので、よろしく
お願いします。

森下委員

おはようございます。〇〇さんは今、以前までは〇〇の〇〇におられたんですが、
〇〇の方に転居されまして、その後に〇〇さんは入って来る、という事で、
丁度いま言われましたが〇〇に家と田んぼがある、いう所で見解的には全く問題ない
だろうな、という風に思っております。

ただ、〇〇さん今、事務局も言われましたように農業に対しまして、農作業を一回も
したことがないという事でその辺も心配な部分もあるんですが、やはり有機農業の方
で栽培をしたいという意欲をもっておられ、あまり問題はないかと思えます以上です。

議長

ありがとうございました。それではこの件に関しましてご意見を伺いたいと思
います。ご意見のある方、挙手をお願いします。

無いようでしたら、採決の方に移らせていただきたいと思います。

それでは第2号議案3番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めま
す。

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、認可されまし
た。

続きまして第2号議案の4番でございます。

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号の4番について説明します。

農地の所在は〇〇、面積 〇 m²です。

譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。

今回の申請地は〇〇の〇〇から〇〇のところにある農地です。譲受人は、この農地で野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター等を所有されており、農地は無償譲渡されるそうです。

〇〇さんは周辺の農業経営方針は熟知されているので問題ないと思われま
す。

以上ご審議をお願いします。

議長

それでは第2号議案の4番の〇〇の地区につきましての議案は、正木委員さ
んに確認していただいておりますので、よろしくをお願いします。

正木委員

〇〇さんの家に行って話を聞きましたら、自分は年で体の調子が悪いし、無
償譲渡で畑を〇〇さんの方にあげたいという事です。

〇〇さんの方は、〇〇とこの〇〇なんで、野菜を作って〇〇の方を荒らさな
いようにしたい、という事でした。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは皆さんの意見を伺いたいと思います。2号4番につきましてのご意
見のある方、挙手を求めます。

はい、ご意見が無いようでございますので、裁決に移らせていただきます。

第2号4番につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます

はい、全員賛成でございます。よって認可されました。

事務局

引き続きまして、第2号議案5番につきまして事務局説明をお願いします。

議案第2号の5番について説明します。

農地の所在は〇〇、合計〇筆、合計面積 〇 m²です。

この申請は農地法第3条の貸借の権利の設定の申請です。

審査基準は、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるこ
と、農作業に常時従事すると認められること、周辺地域の農地の効率的な利用
に支障がないことを審査することとなっております。

貸付人は〇〇さん、〇〇の方、借受人は〇〇さん、〇〇の方です。

今回の申請地は〇〇から〇〇方面に行ったところにある農地です。借受人は、この農地で小麦と大豆を栽培されるそうです。機械はトラクター等を所有されており、賃料は無償です。

周辺地域との関係ですが、大豆と小麦を栽培するため、周辺の水稲栽培へは影響がないとのことでした。

以上ご審議をお願いします。

議長

それでは〇〇地区でございますので、もう一度、正木委員さんにご返答をお願いします。

正木委員

〇〇さんと、〇〇さん両名に立ち会っていただいて、確認に行きました。〇〇さんの方は、今言われましたが、麦やら大豆を作るという事で、周りの方は、その上側は〇〇さんが牛の飼料を作ってますし、下は今減反しとりましたけど、別に問題ないと思われま。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは第2号議案の最後の5番でございますが、委員さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

三井委員

この「使用貸借」は無償っちゅうかな？あれは無いの？対価的なものは

事務局

はい、対価的なものはありません

議長

他にございませんか？

はい、河野（かわの）さん

河野雅俊委員

いつもの相対との違いは何ですか？

もし今後こういったものが出た場合、自分たちも「これは3条ですね」と判定しなければいけない場合がありますので、教えて下さい。

事務局

いつもよく出てる基盤強化法による貸し借りというのは、今年度いっぱいその制度自体、もう終わりなんですけど、そちらの方が添付書類とかが無いので、受け手の方には簡単に貸し借りの契約ができます。

この農地法で貸し借りを出されると添付書類をいくつか出してもらわなければいけないので、まずそれが受け手の方には、負担がかかる、ひと手間かかる手続きです。

いつもの基盤強化法の利用権設定は期間満了になったら自動的に契約は終了になるんですけど、この今出た農地法3条の貸し借りの契約は、自動更新となります。自動更新になるんですが、今回は無償の貸し借りなので、無償の場合は自動の更新はありません。なので、結局、無償での3条の貸し借りの契約は相対とほとんど一緒なんですけど、ただ受け手の方に書類をいっぱい集めてもらう必要があるということです。

今回の〇〇さんは、自分でネットとかで、こういう方法があると調べられて出されてきたので受付をしました。

以上です。

河野雅俊委員

ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。

議案第2号の5番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。

それでは議案第3号に移りたいと思います。

議案第3号につきまして、農地法第4条の規定の申請が出ておりますので1番から事務局の方、説明をお願いします。

事務局

議題第3号の1番について説明します。

農地の所在は〇〇以下合計〇筆、合計面積は 〇 m²です。今回の申請地は〇〇の〇〇から〇〇のところにある農地です。

申請人は〇〇さん、〇〇の方です。転用目的は個人住宅です。

この案件は追認となります。追認というのは、許可を受けずに転用をされたものについて、悪質ではないこと、許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書等の内容から見て今後は、違反行為を行わないと認められること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。

経緯を説明しますと、〇〇に伴い、家を移す必要があったため農地に家引きして宅地として利用されているそうです。

始末書もいただいております、農地転用許可申請が後追いとなった旨を謝罪されておられます。

ここの農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には許可は可能となっております。

申請地が農用地区域内農地でないことは確認しております。また土地改良区からは意見なしとのことでした。

以上ご審議をお願いします。

議長

現地の方、森下委員さんにご確認いただいております。

よろしくをお願いします。

森下委員

先ほどの3条申請の関係の同じ場所となっております。

今事務局からお話があったように〇〇の関係で、昭和の53年くらいに買収がおこなわれ、その関係で間に〇〇が入って用地買収をされたようなんですけど、その段階で本人さんは、〇〇の方からそういう農地移転関係はしていただいているものだという風に、もう亡くなられておりますが、〇〇さんは考えたという形で。今回、この売買という形の中から調べてみると、まだ農地のままであったという事で、私は知らなかったけどという事は言われましたけど、大変ご迷惑をおかけしました、ということだけは、私も色々陳謝されましたけど、私の方もそれ以上返す言葉はなかったので、報告として以上なような事にさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それではこの件に関しまして、ご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方挙手を求めます。

無いようですので、裁決の方に移らせていただきます。

議案第3号の1番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可されました。

それでは、議案第3号の2番について説明をお願いします。

事務局

議題第3号の2番について説明します。

農地の所在は〇〇、地目は〇、面積は 〇 m²です。今回の申請地は〇〇から〇〇方面へ〇〇行ったところにある農地です。

申請人は〇〇さん、〇〇の方です。転用目的は墓地です。現在、山の中にあ

る墓地を移し、新たに個人墓地を建設したいとのことです。

申請地に隣接する農地と水路は申請者の所有であり、第3者の農地に対する作物等への影響はないと思われます。

方が一周辺に被害が生じた場合は、責任をもって対処されるそうです。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

それでは〇〇の案件でございますが、農業委員の田村さん、よろしくお願ひします。

田村委員

おはようございます。

先日、申請者への聞き取りと現地確認に行つてまいりました。

申請地は〇〇に〇〇にある場所になります。

〇〇さんが亡くなったのを機に、山の上で管理する為に向かうのも難しいお墓を、〇〇近くに移したい、との事でした。

事務局の方からもありましたように、墓地から100mの範囲に住んでいる方の許可は全員いただいております、周囲の農地も水路も申請者のものでありまして、山からの土砂の対策として、墓地の周りはコンクリートブロックの工事をする予定になっていて、日照時間等も問題ないと思ひます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは〇〇の案件につきまして皆さんのご意見を伺いたいと思ひます。

ご意見のある方、挙手をよろしくお願ひします。

それでは無いようですので、裁決の方に移らせていただきます。

第3号の2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので認可されました。

議 長

それでは第4号議案に移りたいと思ひます。4号議案につきましては 農地法第5条第1項の規定によりましての申請が出ておりますので事務局説明をよろしくお願ひします。

事務局

議案第4号について説明します。

農地の所在は、〇〇、地目 〇、面積 〇 m²です。譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。

転用目的は個人住宅です。転用理由は、新たに住宅を建築したいが申請地以

外に適当な土地がなく、申請地を転用して建築することとされました。

場所は〇〇から〇〇方面に約〇〇mのところにある農地です。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能となっております。

資金調達については、融資証明書で確認しておりますので、資金面での問題はありません。

付近の土地への影響ですが、申請地の南側に農地がありますが、境界をコンクリート擁壁とし、建物との間を空け被害が出ないようにされます。排水は西側の水路に流すので問題ないと思いますが、万が一、苦情が出たときには責任をもって対処されるそうです。

土地改良区からは特に意見なしということです。以上で説明を終わります。

議 長

はい、それでは第5条につきまして〇〇でございますので山吹委員さん、よろしくをお願いします。

山吹委員

19日に〇〇さんと同じ日に調査に行って参りました。

ここは、〇〇さんの〇〇さんが長年〇〇を作られていた所で、〇〇さんが高齢になってからは、少し荒れ気味の感じだったみたいですが、この度、〇〇さんは〇〇さんの〇〇なんです、〇〇の〇〇に住んでいて〇〇の自宅近くに居宅を構えたいという事で、今回に至ったそうです。

排水とかそのような問題も、近隣には迷惑をかける事は無いと思います。以上です。

議 長

はい、それでは現地の方は以上のような事です。

この4号議案1番につきましてご質問等ありますれば、挙手をよろしくをお願いします。

はい、無いようですので採決の方に移らせていただきます。

第4号議案の1号につきまして、賛成の農業委員の挙手をよろしくをお願いします。

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので認可されました。

それでは最後の議題に入ります。第5号議案でございます。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について出ておりますので、事務局、説明をお願いします。

事務局

この農用地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

6 ページをご覧ください。

新規のみ読み上げます。

《読み上げ》

以上ご審議をお願いします。

議長

以上、事務局の方からの利用権設定等につきましての説明でございます。全体と通しましてご意見を拝聴したいと思います。

ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。

ご意見ございませんか？

無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。

採決に移るところなんですけど、関係者の方が、農業委員の関係者の方がいらっしゃると思いますので、裁決のところだけ、ちょっとご退席できたらと思います。新規のみで結構でございますので。

議長

大変申し訳ございません。

すみません、それでは再度採決に移らせていただきます。

この議案第5号につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員さん賛成ですので、認可されました。

議長

どうもありがとうございます。本日第5号議案につきましては、全員賛成で認可されましたので、ご報告いたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします

事務局

15 ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。

1 番、〇〇は〇〇さんから〇〇さんへ返されます。この農地は先ほどの2ページの議案で〇〇さんが農地を他の人に売るため返却されました。

2 番の〇〇は、〇〇さんから〇〇さんへ返却され、先ほどの6ページの議案で〇〇さんから〇〇さんへ貸されました。

3 番の〇〇と〇〇は、〇〇さんの〇〇さんが亡くなったため、契約の見直しをしたいとのことで、いったん解約されました。

4 番の〇〇は、耕作者の〇〇さんが亡くなられたため、〇〇さんへ返却され、先ほどの9ページの議案で〇〇さんに貸し出されました。

以上で説明を終わります。

議 長
事務局

報告第2号 農業用施設を建設する場合の届出について報告をお願いします

この届出は、自分で耕作する農地に200㎡未満の農業経営施設を建設する場合は、農地転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただきます。この度その届が出されたので報告します。

農地の所在は〇〇、現況〇、農地の面積は〇㎡、届出人は〇〇さん、〇〇の方、農地への進入路で転用面積は〇㎡です。転用理由は自己所有の農地への進入路です。

議 長
事務局

報告第3号 農地改良届の報告について、事務局より報告をお願いします。

場所は〇〇、面積 〇 ㎡、改良前の用途は〇、改良後の用途は〇、改良内容及び理由は、地盤をかさ上げし、〇に改良する、というものです。すでに着工が始まっていますが、完成予定は令和9年2月だそうです。届出人は〇〇さんです。

以上です

議 長

以上、本日の提出した議案につきまして、終了します。

午前 9時 48分閉会